

年金トピック

2020 年 3 月 12 日
団体年金事業部

私的年金の制度改革について

～「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」の解説～

2020(令和2)年3月3日、確定拠出年金(以下「DC」)の加入可能要件の見直し等を柱とした「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」)が閣議決定され、第201回通常国会に提出されました。

本年金通信では、「改正法の全体像」および「私的年金に関する改正事項・施行日ならびに留意点」についてご案内いたします。

以上

* 本資料の内容は2020年3月3日時点の情報に基づいており、今後の国会審議状況および公布・発出される政省令・通知等の規定によっては、内容および施行期日に変更される可能性があります。

私的年金の制度改革について

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」の解説

2020年3月

第一生命保険株式会社
団体年金事業部

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

はじめに

2020(令和2)年3月3日、確定拠出年金(以下「DC」)の加入可能要件の見直し等を柱とした「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」)が閣議決定され、第201回通常国会に提出されました。

改正法案の施行期日は、**2022年4月1日**とされています。ただし、私的年金(企業年金・個人年金)に関する改正事項については、上記のほか、**公布日、公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日、2021年4月1日、2022年5月1日および2022年10月1日**と、施行期日が6通りに分かれています。

本資料は、改正法の全体像および私的年金に関する改正事項ならびに留意点についてご案内するものです。

なお、本資料の内容は2020年3月3日時点の情報に基づいており、今後の国会審議状況および公布・発出される政省令・通知等の規定によっては、内容および施行期日に変更される可能性がありますので、その旨ご留意いただきますようお願い申し上げます。

- 本資料では、確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」、個人型確定拠出年金を「iDeCo」と表記しています。
- 本資料に記載の図表は、特に断りがない限り、社会保障審議会企業年金・個人年金部会に提示された資料を基に作成しています。

目次

1. 改正法案の概要.....	3
2. 私的年金に関する改正事項.....	4
3. 施行期日.....	5
4. 私的年金に関する改正事項(各論).....	6
(1)DCの加入要件の見直し.....	6
(2)受給開始時期等の選択肢の拡大.....	8
(3)中小企業向け制度の対象範囲の拡大.....	10
(4)企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和.....	11
(5)DCにおける中途引出し(脱退一時金)の改善.....	12
(6)ポータビリティ(制度間の年金資産の移換)の改善.....	13
(7)その他.....	14
参考資料.....	15

1. 改正法案の概要

- 本法案は、社会経済構造の変化に対応し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、**確定拠出年金(DC)の加入可能要件の見直し等**の措置を講ずるものです。

	改正の概要	施行期日
1. 被用者保険の適用拡大	① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。	2022年10月1日 2024年10月1日
	② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。	2022年10月1日
	③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。	
2. 在職中の年金受給の在り方の見直し	① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。 ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和元年度額)に引き上げる)。	2022年4月1日
3. 受給開始時期の選択肢の拡大	現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。	
4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等	① 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。 ※企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満、iDeCo: 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満	2022年4月1日 2022年5月1日等
	② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。	公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日 2022年10月1日等
5. その他	① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え	2022年4月1日
	② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加	2021年4月1日
	③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)	
	④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し	公布日
	⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等	2021年3月1日等

2. 私的年金に関する改正事項

改正事項		概要	参照 ページ
(1) DCの加入要件の見直し	企業型DCの加入可能要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢要件の撤廃(70歳未満まで加入可能) ● 60歳以降の加入要件(同一事業所で継続使用)の撤廃 	6
	iDeCoの加入可能要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2号加入者の年齢要件の撤廃(65歳未満まで加入可能) ● 第4号加入者の創設(65歳未満まで加入可能) ※任意加入被保険者および海外居住者の加入を認める 	7
(2) 受給開始時期等の選択肢の拡大	DCの受給開始時期の選択肢の拡大	受給開始時期の上限の引上げ(70→75歳)	8
	DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大	規約で定める支給開始年齢の上限の引上げ(65→70歳)	8
(3) 中小企業向け制度の対象範囲の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易型DCの人数要件の拡大(100→300人) ● iDeCoプラスの人数要件の拡大(100→300人) 	10
(4) 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和		<ul style="list-style-type: none"> ● 規約の定めによるiDeCo同時加入要件の撤廃 ● 企業型DC加入者の掛金情報の閲覧義務化 	11
(5) DCにおける中途引出し(脱退一時金)の改善		<ul style="list-style-type: none"> ● 支給上限年数(通算拠出期間)の引上げ(3年→5年) ● 外国籍人材が帰国する際の支給要件の緩和 	12
(6) ポータビリティ(制度間の年金資産の移換)の改善		<ul style="list-style-type: none"> ● 制度終了DBからiDeCoへの移換 ● 退職に伴う企業型DCから通算企業年金への移換 	13
(7) その他のDCの手続面の改善		<ul style="list-style-type: none"> ● iDeCoの投資教育業務の企業年金連合会への委託 ● DC運営管理機関の登録手続の簡素化 ● 企業型DCの規約変更に係る手続の簡素化 	14

3. 施行期日

公布日 施行

DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大（8ページ）

iDeCoの投資教育業務の企業年金連合会への委託（14ページ）

DC運営管理機関の登録手続の簡素化（14ページ）

公布日から6月を 超えない範囲で 政令で定める日施行

簡易型DC(簡易企業型年金)の人数要件の拡大（10ページ）

iDeCoプラス(中小事業主掛金納付制度)の人数要件の拡大（10ページ）

企業型DCの規約変更に係る手続の簡素化（14ページ）

2021年4月 施行

DCの脱退一時金の支給上限年数(通算拠出期間)の引上げ（12ページ）

2022年4月 施行

DCの受給開始時期の選択肢の拡大（8ページ）

企業型DCの加入可能要件の見直し（6ページ）

iDeCoの加入可能要件の見直し（7ページ）

2022年5月 施行

DCの受給開始時期の上限拡大に伴う通算加入者等期間の特例（8ページ）

外国籍人材が帰国する際の脱退一時金の支給要件の緩和（12ページ）

制度終了DBからiDeCoへの移換（13ページ）

退職に伴う企業型DCから通算企業年金への移換（13ページ）

2022年10月 施行

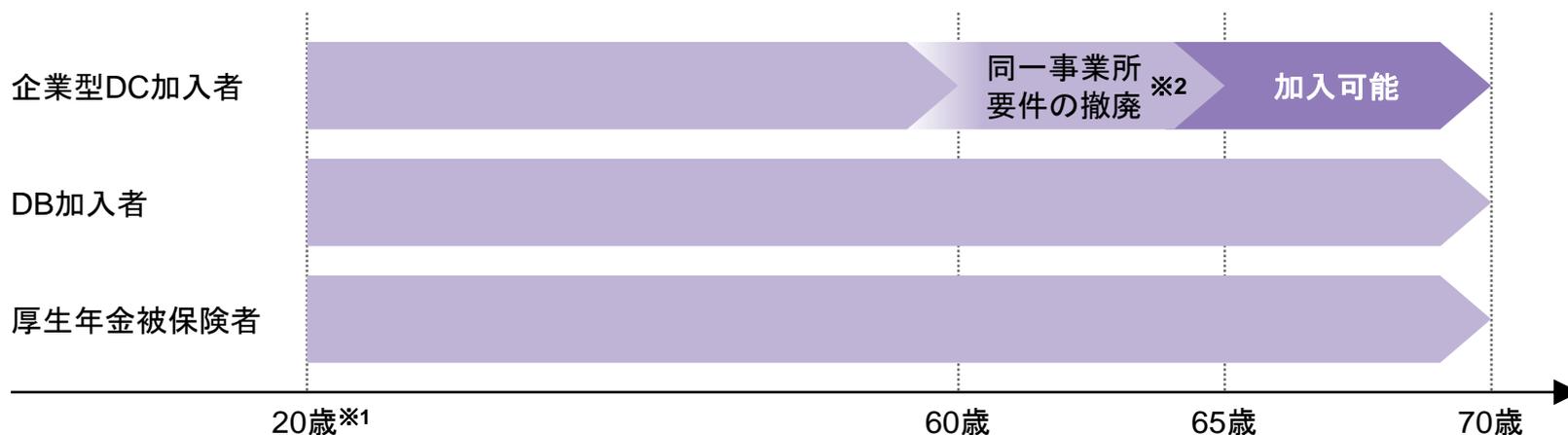
企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和（11ページ）

企業型DC加入者の掛金情報の提供・閲覧義務化（11ページ）

4.(1) DCの加入要件の見直し①

企業型DCの加入可能要件の見直し

- 企業型DCについて、厚生年金保険およびDBとの整合性を図るため、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入可能となる見込みです。【DC法第2条第6項】
- 併せて、60歳以降の加入要件(同一事業所で継続して使用される者)が撤廃されます。【DC法第3・4・9条】



※1 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者(加入者)となる。

※2 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる(今般の法改正により撤廃)。

- 高年齢者雇用確保措置の義務化により高年齢者の就労が拡大している情勢を踏まえ、企業型DCにおいても企業の高年齢者雇用施策を反映した柔軟な制度設計が可能となります。

4.(1) DCの加入要件の見直し②

iDeCoの加入可能要件の見直し

- 第2号加入者の年齢要件(60歳未満)が撤廃され、国民年金の第2号被保険者(原則65歳未満)であれば加入可能となる見込みです。【DC法第62条】
- 第4号加入者として、国民年金の任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の国内居住者・20歳以上65歳未満の海外居住者)が加入可能となる見込みです。【DC法第62条第1項第4号】

第1号加入者	国民年金の第1号被保険者(20~60歳未満の国内居住者)
第2号加入者	国民年金の第2号被保険者(厚生年金保険の被保険者で老齢給付の受給権を有しない者)
第3号加入者	国民年金の第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者で20~60歳未満の者)
第4号加入者	国民年金の任意加入被保険者(60~65歳未満の国内居住者、20~65歳未満の海外居住者)



※ 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者となる。

4.(2) 受給開始時期等の選択肢の拡大

DCの受給開始時期の選択肢の拡大

- 企業型DCおよびiDeCoの受給開始時期の選択範囲が、「60歳から70歳の間」から「60歳から75歳の間」に拡大される見込みです(2022年4月施行)。【DC法第34・37・73条】
- 60歳以上75歳未満の者は、通算加入者等期間の要件(下表参照)を満たしていなくても、加入日から5年を経過をした日以後から受給開始が可能となる見込みです(2022年5月施行)。【DC法第33・73条】

通算加入者等期間	10年以上	8年以上 10年未満	6年以上 8年未満	4年以上 6年未満	2年以上 4年未満	1月以上 2年未満	0月 (60~75歳未満)
受給開始可能時期	60歳以降	61歳以降	62歳以降	63歳以降	64歳以降	65歳以降	加入日から5年を経過した日以後

DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大

- 規約で定める支給開始年齢の設定範囲が、「60歳から65歳の間」から「60歳から70歳の間」に拡大される見込みです。【DB法第36条第2項】



4.(3) 中小企業向け制度の対象範囲の拡大

- 簡易型DC(簡易企業型年金)およびiDeCoプラス(中小事業主掛金納付制度)について、制度を実施可能な従業員規模が現行の100人以下から300人以下に拡大される見込みです。【DC法第3条第5項・第55条第2項】

簡易型DCの概要

対象者	全ての厚生年金被保険者 (職種や勤続期間による制限は不可)
拠出額	定額(全従業員一律)
マッチング拠出	選択肢は1つでも可
運用商品数	2本以上35本以下
導入のメリット	<ul style="list-style-type: none">● 導入時に必要な書類の簡素化● 規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化● 業務報告書の簡素化

iDeCoプラスの概要

対象者	iDeCoに加入している従業員のうち中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 (職種・勤続期間による制限も可能)
拠出額	<ul style="list-style-type: none">● 加入者掛金との合計で月5,000円以上23,000円以下(1,000円単位)● 職種・勤続期間による増減が可能
労使合意	制度の実施、掛金額の変更等の場合に必要



- 人数要件の拡大により、iDeCoプラスは一定程度の普及促進が期待されるものの、簡易型DCは制度設計が画一的な点がおネックになるものと推察されます。

4.(4) 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

- 規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるようになる見込みです。【DC法第3・62・69条】
- 上記の措置に伴い、iDeCo掛金の拠出可能見込額について情報連携する観点から、企業型DC加入者の掛金拠出状況を加入者向けWebサイトで閲覧できるようにすることが義務化されます。【DC法第27条第2項】

現行(改正前)

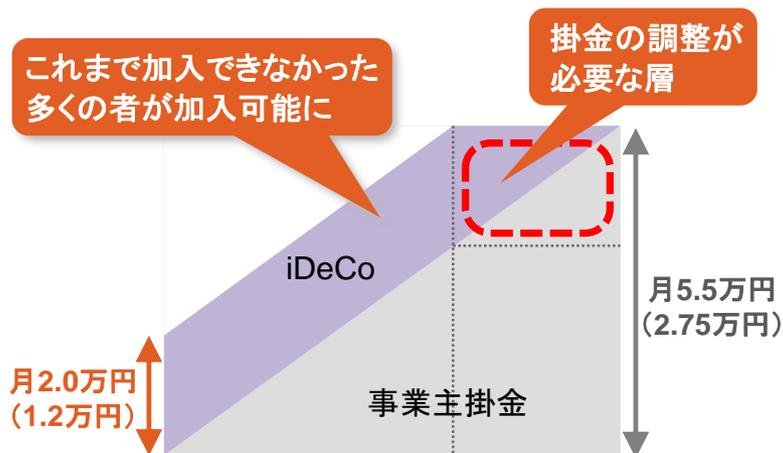
- 企業型DC規約の定めや事業主掛金の引下げが必要
- 「マッチング拠出」と「iDeCoとの併用」はいずれか一方のみ選択



※ ()は、企業型DCと確定給付型(DB・厚生年金基金等)を併用している場合の拠出限度額。

改正後

- 規約の定め等がなくてもiDeCoとの併用が可能に



- 本改正と併せて、マッチング拠出(企業型年金加入者掛金)を導入している企業型DC加入者は、マッチング拠出かiDeCo加入かを個人で選択可能となる見込みです(詳細は政令等で規定される予定)。

4.(5) DCにおける中途引出し(脱退一時金)の改善

- 脱退一時金の支給要件のうち通算拠出期間が政令事項とされ、国民年金における脱退一時金の支給上限年数の引上げ(3年→5年)と平仄を合わせて改正される見込みです(2021年4月施行)。【DC法附則第3条】
- 脱退一時金の支給要件が以下の通り変更され、外国籍人材が帰国する際の脱退一時金の支給が再び可能となります(2022年5月施行)。【DC法附則第2条の2・第3条】

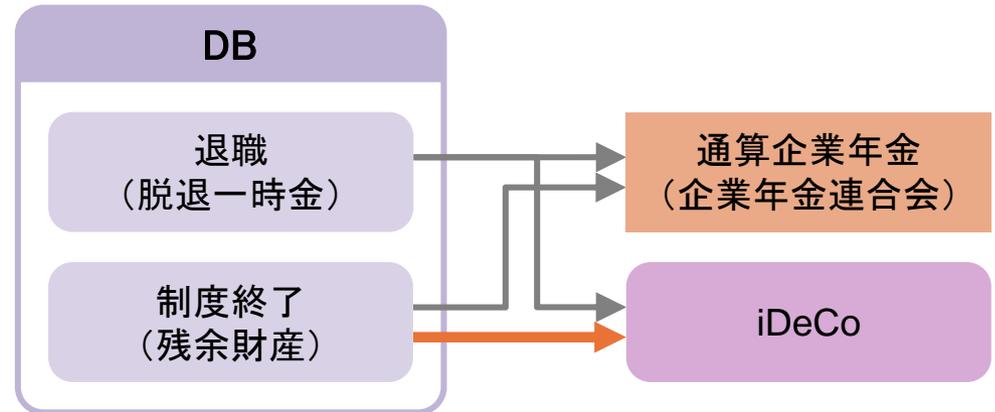
	現 行 (改 正 前)	改 正 後
企業型DC	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DC・iDeCoの加入者・運用指図者でないこと ● 個人別管理資産額が1.5万円以下であること ● 資格喪失日から起算して6月を経過していないこと 	現行要件(左記)のいずれにも該当する者 または次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DC・iDeCoの加入者・運用指図者でないこと ● 資格喪失日から起算して6月を経過していないこと ● 60歳未満であること ● 海外居住後に国民年金に任意加入しないこと ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 通算拠出期間が1月以上5年以下 または個人別管理資産額が25万円以下であること
iDeCo	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料免除者であること ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 通算拠出期間が1月以上3年以下 または個人別管理資産額が25万円以下であること ● 資格喪失日から起算して2年を経過していないこと ● 企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと 	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ● 60歳未満であること ● 企業型DC・iDeCoの加入者でないこと ● 海外居住後に国民年金に任意加入しないこと ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 通算拠出期間が1月以上5年以下 または個人別管理資産額が25万円以下であること ● 資格喪失日から起算して2年を経過していないこと

- 政令等の規定内容によっては、通算拠出期間以外の支給要件も変更される可能性があります。
- 経過措置として、施行日前に既に企業型DC・iDeCoの資格を喪失した者に対しても本規定が適用されます。

4.(6) ポータビリティ(制度間の年金資産の移換)の改善

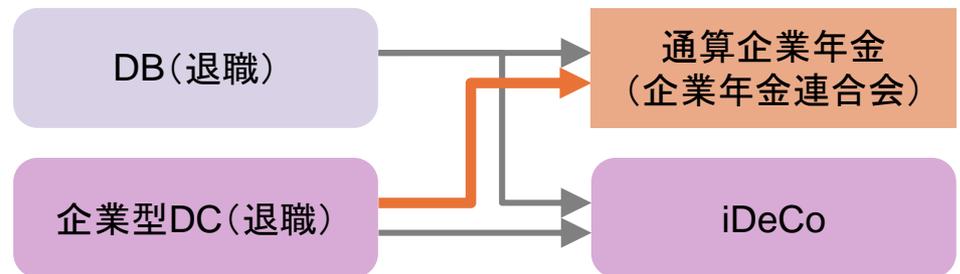
制度終了DBからiDeCoへの移換

- 制度終了DBの残余財産の移換先として、通算企業年金に加えてiDeCoが新たに加わる見込みです。
【DB法第82条の4、DC法第74条の2～5】



退職に伴う企業型DCから通算企業年金への移換

- 企業型DCの個人別管理資産の移換先として、iDeCoに加えて通算企業年金が新たに加わる見込みです。
【DB法第91条の18・23、DC法第54条の5】



4.(7) その他

その他のDCの手続面の改善

- DCについて、以下の手続の改善が実施される見込みです。

	内 容	施行期日
iDeCoの投資教育業務の企業年金連合会への委託	国民年金基金連合会がiDeCoの投資教育業務(資料提供等業務)の全部または一部を企業年金連合会に委託することを可能とする【DC法第48条の3・73条】	公布日
DC運営管理機関の登録手続の簡素化	金融機関を監督する類似業法と平仄を合わせて、確定拠出年金運営管理業の登録事項から「役員の住所」を削除する【DC法第89条第1項第3号】	公布日
企業型DCの規約変更に係る手続の簡素化	企業型DCの規約変更事項のうち、「資産管理機関の名称・住所」等について厚生労働大臣への届出を不要とする【DC法第6条第1項】	公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日

※ 上記のほか、iDeCoの加入申込み等のオンライン化(省令事項)など、手続の改善を図る。

施行から5年後の検討

- 政府は、改正DC法の最終施行日(2022年10月1日)から5年後を目途に、同法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加えるとともに、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。【改正法案附則第2条第3項】

參考資料

【ご参考】改正法案の条文(私的年金に関する事項)

		改正事項	改正される条項	参照 ページ
第20条	確定給付企業年金法の一部改正 (公布日、2022年5月1日施行)	DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大(65→70歳)	第36条第2項	8
		制度終了DBからiDeCoへの移換	第82条の4	13
		退職に伴う企業型DCから通算企業年金への移換	第91条の18・23	13
第21条	確定拠出年金法の一部改正 (公布日、公布の日から起算して6月を超えない 範囲で政令で定める日、2021年4月1日、2022 年4月1日施行)	簡易型DCの人数要件の拡大(100→300人)	第3条第5項	10
		企業型DCの規約変更に係る手続の簡素化	第6条第1項	14
		老齢給付金の受給開始時期の選択肢の拡大(70→75歳)	第34・37・73条	8
		iDeCoの投資教育業務の企業年金連合会への委託	第48条の3・73条	14
		iDeCoプラスの人数要件の拡大(100→300人)	第55条第2項	10
		運営管理機関の登録手続の簡素化	第89条第1項第3号	14
第22条	確定拠出年金法の一部改正 (2022年5月1日施行)	脱退一時金の支給上限年数(通算拠出期間)の引上げ	附則第3条第1項	12
		企業型DCの加入可能要件の見直し	第2・3・4・9条	6
		受給開始時期の上限拡大に伴う通算加入者等期間の特例	第33・73条	8
		退職に伴う企業型DCから通算企業年金への移換	第54条の5	13
		iDeCoの加入可能要件の見直し	第62条第1項第2・4号	7
		制度終了DBからiDeCoへの移換	第74条の2～5	13
第23条	確定拠出年金法の一部改正 (2022年10月1日施行)	外国籍人材が帰国する際の脱退一時金の支給要件の緩和	附則第2条の2・3条	12
		企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和	第3・62・69条	11
		企業型DC加入者の掛金情報の提供・閲覧義務化	第27条第2項	11
第24条	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律 の一部改正(公布日、2022年4月1日、2022年5月1日施行)	読み替え規定の整備	第5・38条	—
		iDeCoの投資教育業務の企業年金連合会への委託	第40条第8項など	14
		退職に伴う企業型DCから通算企業年金への移換	第40条・49条の2など	13
第25条	同上(2022年4月1日施行)	公的年金の繰下げ受給年齢の拡大に伴う読み替え規定の整備	第5条	—
附則	施行期日、経過措置など	—	—	5・14

【ご参考】企業年金・個人年金部会における議論の整理①

- 「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」の検討項目のうち、現時点で改正に向けて手当てされている事項は、下表の通りです。
- 現時点で未反映の事項であっても、今後の議論の進展によっては改正に向けて動き出す可能性があります。

「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」の検討課題			方向性が一致	引き続き検討	改正法案の規定
加入要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大	企業型DCの加入可能要件の見直し	加入可能年齢の引上げ(65→70歳)等	○※1		○
	iDeCoの加入可能要件の見直し	60歳以上の公的年金被保険者等への拡大	○※1		○
	DCの受給開始時期の選択肢の拡大	受給開始時期の上限引上げ(70→75歳)	○※1		○
	DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大	支給開始時期の上限引上げ(65→70歳)	○※1		○
拠出限度額		DCでの限度額引上げ、DBへの上限設定など		○	
中途引出し		DCでの一部容認、DBへの制限強化など		○	
受給の形態		終身年金の提供の枠組み、保証期間など		○	
中小企業向け制度の対象範囲の拡大等	簡易型DCの対象範囲の拡大	人数要件の拡大(100→300人)	○※1		○
	iDeCoプラスの対象範囲の拡大	人数要件の拡大(100→300人)	○※1		○
加入者資格等		同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえた取扱い	○		
企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和		規約変更・拠出限度額引下げを要しない同時加入	○※1		○
iDeCoに係るその他改善	マッチング拠出とiDeCo加入の選択	加入者ごとの選択の容認	○		○※2
	iDeCoの加入申込み等のオンライン化	各種手続きの紙からオンラインへの変更	○		
	iDeCoの手数料	システム改修等を踏まえた手数料の再計算・再設定	○		

※1 令和2年度税制改正の大綱(2019年12月20日閣議決定)において税制上の措置が手当てされている事項

※2 詳細は政省令等で規定される予定

【ご参考】企業年金・個人年金部会における議論の整理②

「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」の検討課題		方向性が一致	引き続き検討	改正法案の規定
DCにおける中途引き出し(脱退一時金)の改善	外国籍人材が帰国する際の受給要件緩和	○		○※2
ポータビリティの改善	制度終了DB→iDeCo、企業型DC→通算企業年金	○※1		○
その他のDCの手続面の改善	企業型DCの規約変更に係る手続き	○		○
	事業主による企業型DCの業務報告に係る手続	○		
	事業主による従業員の資格の確認手続	○		
	国民年金第1号被保険者のiDeCo加入手続	○		
	運営管理機関の登録手続	○		○
DBの各種手続	リスク対応掛金に係る規約変更の手続	○		※3
	リスク分担型企業年金の合併時・分割時等の手続		○	
	雇用延長に伴う給付設計の見直しに当たっての手続		○	
	給付額の改定の手続	○		
ガバナンスの確保	DB	○		
	企業型DC		○	
	iDeCo	○		
支払保証制度	導入の可否、財源など		○	
年金バイアウト	我が国での導入の必要性・可能性など		○	
選択型DC・選択制DC	労使協議における正確な説明の要請など	○		
将来像の検討	全国民共通の退職所得勘定(穴埋め型)など		○	

※1 令和2年度税制改正の大綱(2019年12月20日閣議決定)において税制上の措置が手当てされている事項

※2 詳細は政省令等で規定される予定

※3 2019年12月27日付で告示・通知の改正対応済み

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group